

第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券利用規約

「第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、北九州商工会議所（以下「発行者」といいます。）が発行する第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券（以下、「地域通貨」といいます。）の申込み、発行、利用等に関して、発行者と地域通貨を利用する者（利用を希望する者を含む。以下、「ユーザー」といいます。）との間の遵守事項並びに権利義務関係を定めるものです。

地域通貨を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

発行者とユーザーとの間で用いる言語は、日本語とします。

発行者は、株式会社日本旅行（以下、「日本旅行」といいます。）に地域通貨にかかる業務を委託します。

日本旅行は、株式会社トラストバンク（以下、「トラストバンク」といいます。）が提供するシステム（以下、「本システム」といいます。）を利用し、地域通貨の販売、発行、決済、その他付随する業務を行います。

日本旅行は、ユミルリンク株式会社（以下、「ユミルリンク」といいます。）が提供するメッセージ括送信システム（以下、「メールシステム」といいます。）を利用し、ユーザーに対して地域通貨にかかるお知らせ及び抽選申込、抽選結果の送信、その他付随する業務を行います。

ユーザーの募集及び条件等は、別表1「第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券概要」（以下、「別表1」といいます。）、別表2「ユーザーの条件等」（以下、「別表2」といいます。）に定めるものとします。

ユーザーは、本規約に記載のない事項については、発行者の指示に従うものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、発行者から指定を受け、ユーザーとの間で自己が指定した対象商品等について地域通貨使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (2) 「対象商品等」とは、加盟店が地域通貨の一定のポイント数と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が認める商品又はサービスをいいます。
- (3) 「地域通貨」とは、発行者がユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録される有効期限付きポイントであって、ユーザーが本規約及び本規約の別表1、別表2、の条件に従い、加盟店において地域通貨使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表3、別表4に定める条件が適用されるものをいいます。

- (4) 「地域通貨使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた地域通貨と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (5) 「本システム」とは、発行者が地域通貨の発行、管理等の目的で発行者の情報端末上において使用する、トラストバンクが開発し発行者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (6) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーが地域通貨の発行を受け、利用する目的でユーザーの情報端末上において使用する、トラストバンクが開発しユーザーに提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (7) 「chiica サイト」とは、トラストバンクが運営管理する「chiica」という名称の地域通貨に関するサイトをいいます。
- (8) 「本 QR 決済システム」とは、トラストバンクが運営管理する地域通貨の利用のための QR コード決済用のシステムをいいます。
- (9) 「ユーザー」とは、本規約の内容に同意のうえ地域通貨の発行を受け、地域通貨を利用する利用者をいいます。

第2条（地域通貨の発行）

- 1. ユーザーは、本規約の内容を確認し、承諾の上、別表1（10）に定める方法に従い、発行者に対し地域通貨の発行を申し込むことができます。ただし、ユーザーは、アプリ型の地域通貨の発行を申し込む場合、本アプリ（ユーザー）に登録しなければならないものとします。
- 2. 発行者は、本システムに所定の情報を入力し、本 QR 決済システム上に同情報を反映させる方法、本アプリ（ユーザー）において利用可能な方法その他発行者が定める方法により、地域通貨を発行するものとします。
- 3. ユーザーは、第1項に従った地域通貨の発行の申込みを行うにあたり、トラストバンクに対し、発行代金の納付を委託するものとします。発行者は、ユーザーによる地域通貨の発行の申込みを承諾するときは、ユーザーによる別表1（14）に定める決済方法による発行代金の決済完了後、速やかに、前項に従い、地域通貨を発行します。ただし、別表1（11）に申込可能額の定めがあるときは、当該申込可能額を超える地域通貨の発行を受けることができないものとします。また、発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、地域通貨の発行を一時的に停止する必要があることをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。
- 4. ユーザーは、発行された地域通貨の残高を本アプリ（ユーザー）で確認することができます。
- 5. ユーザーは、初回の地域通貨の発行後、本アプリ（ユーザー）を利用して、追加で地域通貨の発行を受けることができます。この場合も、第3項但書の定めに従います。
- 6. ユーザーが申込条件を満たさないこと、重複申込みその他不正な申込みを行ったことが判明した場合、発行者は申込み又は当選を無効とすることができるものとします。
- 7. ユーザーが抽選結果確定後に所定の期間内にチャージを完了しなかった場合、当選の権利は失効します。
- 8. ユーザーは、当選の権利を第三者に譲渡することはできません。
- 9. 地域通貨の発行に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するもの

とします。

10. ユーザーが、本アプリ（ユーザー）の会員から退会する場合その他の理由によりユーザーとしての登録を抹消された場合、本アプリ（ユーザー）に登録された地域通貨は失効します。発行者は、本項に基づき本アプリ（ユーザー）に登録された地域通貨が失効したことについて、何ら責任を負わないものとします。

第3条（地域通貨の利用）

1. ユーザーは、本アプリ（ユーザー）を使用して加盟店に設置された QR コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域通貨を減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法により、地域通貨を加盟店との間の地域通貨使用取引の決済に利用することができるものとします。
2. ユーザーは、事前に本アプリ（ユーザー）に表示される画面をキャプチャした画像を提示する形で地域通貨の利用はできません。
3. 別表4に掲げる決済を行ってははいけません。
4. ユーザーは、地域通貨使用取引の完了後、利用残高が正しく表示されていることを確認するものとします。
5. 地域通貨の利用に要する、ユーザーの携帯電話の通信料・接続料等はユーザーが負担するものとします。

第4条（地域通貨使用取引の取消し等）

1. ユーザーは、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行った地域通貨使用取引を取消し、又は解除することができないものとします。
2. 地域通貨使用取引はユーザーと加盟店との間で行われるものであり、対象商品等の品質、瑕疵、契約不適合、提供内容その他地域通貨使用取引に関する事項については、ユーザーと加盟店との間で解決するものとします。

第5条（払戻し）

ユーザーは、地域通貨の発行を受けた後は、キャンセル、返金、払戻しを受けることはできません。

第6条（ユーザーの義務）

1. ユーザーは本アプリ（ユーザー）により表示される地域通貨を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
2. ユーザーは、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本アプリ（ユーザー）並びに地域通貨を複製し、改変し、公衆送信し、若しくは貸与、譲渡、売買その他の方法により第三者に承継させ、又は第三者に利用させること
 - (2) 本アプリ（ユーザー）並びに地域通貨を偽造し、変造し、又は改ざんするなど、不正な方法により使用すること
 - (3) 違法又は公序良俗に反する目的で地域通貨の発行を受け、又は地域通貨使用取引を行うこと。
 - (4) 申込みに際し、発行者に対し虚偽又は事実と反する事項を届け出ること

- (5) その他本規約に反すること
3. 前項に規定するほか、地域通貨を不正に利用する行為、ユーザーその他発行者が不適切と判断する行為をユーザーが行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、ユーザーによる地域通貨の利用を認めない場合があります。
 4. ユーザーは、本規約に違反したことにより発行者又は加盟店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとします。
 5. 発行者は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。ただし、発行者の故意又は重大な過失による場合を除きます。

第7条（地域通貨の有効期限）

1. 地域通貨の有効期限は、別表1（6）に定める有効期間終了日とします。
2. 地域通貨は、有効期限をもって失効します。理由を問わず失効した地域通貨は、払戻しできません。

第8条（個人情報等の取扱い）

発行者は、地域通貨の発行又は利用にあたり収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、以下のとおり適切に取り扱うものとします。

- (1) 個人情報とは、地域通貨の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）をいいます。
- (2) 地域通貨の発行及び利用に関し発行者にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のためにのみ利用します。
 - ・地域通貨の運営及びサービス提供
 - ・サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
 - ・電子メール等の通知手段による情報発信
 - ・ユーザーからのお問い合わせ等に対する適切な対応
 - ・その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- (3) 発行者は、ユーザーから取得した個人情報を、下記②に定める目的で、下記③に掲げる者と共同して利用します。なお、福岡県及び北九州市、行政機関から商品券にかかる事業で収集した情報の提供を求められた場合は、必要な情報を提供します。

①共同して利用される個人情報の項目

発行者が地域通貨のサービスに関連して取得したユーザーの個人情報

②利用目的

- ・ユーザーからの地域通貨の発行
- ・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理
- ・ユーザーによる地域通貨の発行
- ・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等

③共同して利用する者の範囲

- ・日本旅行
- ・トラストバンク
- ・ユミルリンク

第9条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 発行者は、ユーザーが前各項の確約に反し、又は反していると疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、ユーザーの保有する地域通貨の残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、発行者は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因してユーザーに損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
4. 前項の場合、当該ユーザーの保有する地域通貨の残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第10条（利用中止）

1. 発行者及び加盟店が、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、ユーザーに対し事前に通知することなく、発行者は、地域通貨の発行及び地域通貨使用取引の全部又は一部を停止又は中止し、加盟店は、自らの店舗における地域通貨使用取引を停止することがあります。この場合、ユーザーは、地域通貨の全部又は一部を利用することができません。
 - (1) 発行者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等

- やむを得ない事由により、本 QR 決済システムを利用することができない場合
- (2) システムの保守・点検等により、本 QR 決済システムを停止する必要がある場合
 - (3) ユーザーが本規約に違反し、又は違反したおそれがある場合
 - (4) 利用者が地域通貨を違法若しくは不正に入手、利用した場合、又はそのおそれがある場合
 - (5) 地域通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合
2. 発行者及び加盟店は、本条に基づき実施した措置に基づきユーザーに損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。ただし、発行者の故意又は重大な過失による場合を除きます。

第 11 条（本規約の変更）

- 1. 発行者は、法令の変更、社会経済情勢の変化、本サービスの内容の変更その他相当の事由がある場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規約を変更することがあります。
- 2. 発行者は、本規約及び別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 を変更した場合には、発行者が指定するホームページへの掲載、本アプリ（ユーザー）の地域情報への掲載、その他発行者が適切であると判断する方法により、ユーザーに当該変更内容を通知するものとします。
- 3. 特別な記載がある場合を除き、前項の通知をもって本規約の変更は成立するものとします。

第 12 条（権利義務の譲渡等）

ユーザーは、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 13 条（地域通貨の発行及び管理に関する業務の終了）

発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、地域通貨の発行及び管理に関する業務の全部又は一部を終了することがあります。この場合、所定のホームページ等において掲載することによりユーザーに周知する措置を講じます。

第 14 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 15 条（連絡、通知）

- 1. 発行者からユーザーに対する地域通貨にかかる連絡又は通知は、発行者が指定するホームページ、本アプリ（ユーザー）の地域情報又は chiica サイト上の適宜の場所への掲示、その他発行者が適切と判断する方法で行うものとします。
- 2. 本アプリ（ユーザー）又は本決済システムに関する改修及び障害等の連絡又は通知は、本アプリ（ユーザー）のお知らせ、chiica サイト上の適宜の場所への掲示、トラストバンクが適切と判断する方法により行うものとします。

第16条（端末紛失、盗難、不正使用があった場合の処理）

1. ユーザーは、本アプリを利用する情報端末の紛失、盗難、不正使用その他第三者による利用のおそれが生じた場合、直ちに発行者が指定する方法により届け出るものとします。
2. 発行者は、必要があると認める場合、当該ユーザーによる地域通貨の利用を一時停止することができます。
3. 発行者は、本人確認その他所定の手続を経た場合に限り、残高の移行その他発行者が適切と認める措置を行うことがあります。

第17条（問合せ先）

1. ユーザーは、地域通貨に関する問合せを別表1（21）に定める方法により行うものとします。
2. ユーザーは、家族を含む第三者に問合せを依頼し、又は本人と偽って問合せを行ってはけません。
3. ユーザーは、問合せに要する費用を全て負担するものとします。

第18条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（免責）

1. 発行者は、発行者の責めに帰すべき事由によってユーザーに損害が生じた場合、法令の定めに従い、その責任を負うものとします。ただし、発行者に故意又は重大な過失がある場合を除き、発行者が責任を負う範囲は、通常かつ直接の損害に限るものとします。
2. 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疾病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、通信回線若しくはコンピューター、通信機器等の障害、サイバー攻撃等の犯罪被害、その他発行者の責に帰することのできない不可抗力、技術上又は営業上の判断等の理由により、商品券にかかる業務の全部又は一部を休止又は停止、終了、制限する場合があることをユーザーはあらかじめ承諾するものとします。この場合、電子メールによる通知又は公式ホームページに掲載する等発行者が適切と判断する方法によりユーザーに周知する措置を講じます。

2026年9月1日 制定

別表１ 第１０回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券概要

1	地域通貨の名称	第１０回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券（第１０回 Paycha）
2	発行者	北九州商工会議所
3	使用するアプリ	chiica
4	プレミアム率	２０％
5	発行総額	７２億円
6	有効期間	チャージ後～令和９年１月１５日（有効期限）
7	対象ユーザー	満１８歳以上（令和８年４月１日現在）の個人
8	本人確認書類	以下のいずれか一つ（記載のないものは、本人確認書類の対象外） (1) マイナンバーカード（日本政府が発行したもの） (2) 健康保険資格確認書（市区町村が発行したもの） (3) 運転免許証（都道府県の公安委員会が発行したもの） (4) 運転経歴証明書（都道府県の公安委員会が発行したもの） (5) 住民票（氏名、住所、生年月日がわかるもの）
9	販売方法	抽選販売（北九州市民優先）
10	申込方法	専用ウェブサイトの申込フォームより申込
11	申込可能額	５０，０００円／一人まで（申込単位５，０００円） ※追加募集を行う場合、発行者は申込可能額を変更することがあります。
12	申込期間	令和８年９月１日 10:00～令和８年９月１８日
13	チャージ期間	令和８年１０月１日 10:00（結果発表）～令和８年１０月１５日
14	チャージ方法	セブン銀行 ATM で当選金額を現金チャージ（当選者のみ）
15	当選結果通知	登録されたメールアドレス宛に電子メールで通知 ※通信環境等により通知に時間がかかる場合があります。
16	発行ポイント	チャージされた金額にプレミアム率２０％分を付した額を有効期限付きポイント（１円を１ポイントとする）として発行
17	使用単位	１ポイント（１円）単位で使用
18	使えるお店	北九州市内の発行者が認める加盟店
19	決済方法	ユーザースキャン方式
20	公式ホームページ	https://paycha-kitaq.jp/
21	コールセンター	０１２０－３２８－７７７ ９:00～19:00 令和９年１月３１日まで

別表2 ユーザーの条件等

1	申込条件	(1) 対象ユーザーであること (2) 本人確認書類のいずれか一つを所有していること
2	遵守事項	(1) 申込みは必ず本人が行うこと (2) ユーザー一人につきスマートフォン一台で申込みすること (3) 申込者の「電話番号」「電子メールアドレス」は、chiica アプリに登録されている情報と同じであること (4) 申込者の「名前」「生年月日」「住所」は、本人確認書類と chiica アプリに登録されているアカウント情報と同じであること。 (5) 有効期限内に使い切れる金額で申込みをすること (6) ユーザーがスマートフォンの通信料、通話料、接続料等にかかる費用を負担すること (7) 地域通貨、chiica アプリに関する問合せは、必ず本人が行うこと (8) 発行者からの地域通貨、chiica に関する情報提供は、公式ホームページ、又は chiica アプリの地域情報で確認すること
3	禁止事項	(1) 本規約第3条（地域通貨の利用）第2項及び第3項 (2) 本規約第5条（払戻し） (3) 本規約第6条（ユーザーの義務）第2項 (4) 本規約第12条（権利義務の譲渡等） (5) 本規約第17条（問合せ先）第2項 (6) その他本規約に反する事項
4	本人確認	(1) アカウントの回復などでユーザーを特定する必要がある場合、ユーザーの本人確認を行います。 (2) 本人確認は、発行者が指定する日時、場所においてユーザー本人のみと行います。 (3) 本人確認には、本人確認書類のいずれか一つと chiica アプリを使用しているスマートフォン、発行者が指定する書類が必要です。 (4) 代理の者による本人確認は認められません。 (5) 第三者の立ち合いは、怪我など特別な事情がある場合（通訳などは特別な事情には含まれません。）を除き認められません。

別表3 地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス

1	金券類（商品券、回数券、プリペイドカード、ギフト券、ビール券、図書券等）、換金性の高いもの
2	たばこ（加熱式たばこ、電子たばこ含む）、法律で販売価格が決まっているもの
3	印紙、切手、郵便はがき、有価証券、定期券、消費喚起が見込まれないもの
4	医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）、保険料等
5	税金、市指定のゴミ袋、公共料金（電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金、通信料金等）
6	家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により支払いが決まっているもの
7	会費、組合費、共済に類するもの、特定の宗教や政治団体と関わるもの
8	宝くじ、ゲームセンター、ギャンブル性のあるサービス、公序良俗に反するもの
9	発行者が上記1ないし8に準ずる又は不適切と判断するもの

別表4 地域通貨使用取引の対象外となる決済

1	別表3「地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス」に対する決済
2	仕入、事業用資産の購入等事業用取引に対する決済
3	振込み、預入れ、チャージ等金融取引に対する決済
4	未払金、出資、投資に対する決済
5	オンライン等による非対面の取引に対する決済
6	つけ払い、債務の返済、分割払いに対する決済
7	地域通貨の有効期間を超えて完了する取引に対する決済
8	同一の地域通貨使用取引について、複数のユーザーがそれぞれ自己の地域通貨を使用して決済すること。ただし、同居の家族その他発行者が認める者による場合を除く。
9	免税取引（Tax-free）に対する決済
10	虚偽若しくは架空の取引その他事実反する取引に対する決済
11	発行者が上記1ないし10に準ずる又は不適切と判断する決済